

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

8・9神栖市地域福祉計画（第5期）策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年7月1日

神栖市長 木内 敏之

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名 8・9神栖市地域福祉計画（第5期）策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「8・9神栖市地域福祉計画（第5期）策定業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月3日まで
- (4) 提案上限額 8,030,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
（金額内訳）令和8年度 4,015,000円
令和9年度 4,015,000円

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 参加条件等に関する事項

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日現在において神栖市競争入札参加資格者名簿（令和7、8年度）に登載されている者であること。
- (4) 公告日から受託候補者決定の日までの間、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年訓令第6号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 市内に営業所を有するものは、市納税義務に対し完納していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (7) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び当市の指示等に柔軟に対応できること。

3 参加表明等に関する事項

本業務のプロポーザルへの参加表明について、次の手続きを行うものとする。

- (1) 提出書類：参加表明書（様式1号）
- (2) 提出先：福祉部 社会福祉課 社会福祉グループ（神栖市保健・福祉会館内）
- (3) 提出方法：持参又は郵送
- (4) 提出期限：令和8年8月3日（月） 15時必着
- (5) その他、詳細は「要領」参照のこと。
- (6) 参加表明後に、事情等により参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式11号）を提出すること。

4. 質問と回答に関する事項

プロポーザル（企画提案書の策定等）に関する問い合わせについて、次の手続きを行うものとする。

- (1) 様式2号「質問書」提出
- (2) 提出期間：令和8年7月1日（水）～令和8年7月21日（火） 15時必着
- (3) 提出方法：電子メール
- (4) 提出先：福祉部 社会福祉課（メール：s-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp）
- (5) 質問に対する回答は、令和8年7月24日（金）17時までにホームページにて行う。
- (6) その他、詳細は「要領」参照のこと。

5. 企画提案書等の提出に関する事項

- (1) 提出書類の形態、部数（審査の対象となる書類）
「企画提案書」正本1部（社判押印）、副本10部
- (2) 提出期限：令和8年8月14日（金） 17時必着
- (3) 提出先：福祉部 社会福祉課 社会福祉グループ（神栖市保健・福祉会館内）
- (4) その他、提出書類、提出方法等の詳細については、「要領」を参照のこと。

6. 企画提案書等の評価に関する事項

- (1) 書類審査：企画提案書等の提出が4者以上の場合には、あらかじめ提出書類による審査（一次審査）を行い、上位3者を選定する。
- (2) プレゼンテーション審査（本審査）

書類審査（1次審査）にて選定された者は、プレゼンテーションを実施するものとする。

日時：令和8年9月24日（木）（予定）

（3）その他、詳細については、「要領」を参照のこと。

7. その他

プロポーザル手続きの詳細は、「要領」による。

8. 担当部署（問合せ先）

〒 314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

神栖市 福祉部 社会福祉課

担当：松田・小室

TEL：0299-90-1138

FAX：0299-93-5002

E-mail：s-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp